

新規交付申請手続きに関する Q & A

合格通知書受理から交付申請書発送まで

【交付申請書及び添付書類について】

Q) 合格証明書の送付先を合格通知書に記載されている住所と違う住所に変更したい。

A) 交付申請書の合格証明書送付先欄に、二重線で訂正（見え消し）し、朱書きで郵便番号、都道府県名、アパート名、団地名、棟番号、勤務先名、同居先名等まで詳しく正確に記入してください。なお、合格証明書送付先欄は、変更の有無にかかわらず証明書類の提出は不要ですが、申請者ご本人の手元に確実に届く住所としてください。

Q) 交付申請に戸籍抄本（又は戸籍謄本）の添付は必須ですか。

A) 氏名に変更があった場合のみ必要となります。交付申請書に印字してある氏名に変更がなければ添付の必要はありません。

Q) 交付申請書に印字された名前の字体（旧字体・新字体等）、生年月日が間違っている。

A) 記載されているフリガナ・氏名（漢字の字体（旧字体等）を含む）・生年月日に間違いがある場合は変更箇所を二重線で消し・朱書き訂正してください。（訂正印不要）また、下記①～⑤のうちいずれか一つを添付してください。

- ①運転免許証の表裏のコピー、②監理技術者資格者証の表裏のコピー、
- ③住民票の写し（発行から6ヶ月以内）、④マイナンバーカード表面のコピー、
- ⑤在留カード表裏コピー（いずれも有効期限内のものに限る）

合格通知書記載の申請期日を過ぎた場合は、申請書を朱書き訂正のうえ、確認書類として①～⑤のいずれかを添付し各地方整備局等へ申請してください。

Q) 合格通知書に交付申請書が付いていません。

A) 合格通知書はがきは圧着タイプのもので3枚に開きます。開くと申請書を確認できます。

Q) 交付申請書の書き損じをしてしまった場合、どうすればいいですか？

A) 二重線で訂正（見え消し）して、正しい内容を空いている箇所に記入してください。訂正印は必要ありません。

【申請方法について】

Q) 申請手続きは、期限内に行わなければならないのでしょうか。また、行わなかった場合には罰則などはあるのでしょうか。

A) 期限内に行わなかった場合の罰則などはありません。

今回の申請期間までに申請できなかった場合でも、今後申請することは可能です。申請手続きの方法や必要書類は、新規交付申請手続きと異なりますので、新規交付申請手続きの

ご案内「5. お問い合わせ」に掲載されている「居住地を管轄する担当地方整備局等」のHPにある申請手続きをご覧ください、内容を十分に確認の上申請手続きを行ってください。

Q) 会社で複数の人が合格しています。その人たちの申請書を一つの封筒で一緒に送付してもよろしいでしょうか。

A) 個人資格のため、**申請者本人**が記入・確認のうえ申請手続きを行ってください。会社等による代行申請は受付できません。着払いで返送されます。

Q) 受検申込時には会社でまとめて申込できましたが、なぜ合格証明書の申請はできないのでしょうか。

A) 受検申込のときにも二人以上の同封郵送はお断りしております。施工管理技士の資格は個人資格のため、必ず、**申請者本人**が記入・確認のうえ申請手続きを行ってください。

Q) 引越しの予定があります。その場合、合格証明書送付先欄はどのようにすればいいですか。

A) 交付申請書提出時点での住所（引越し前の住所）で申請してください。郵便局に転居届を提出していただければ郵便物が転送されますので、必ずお手元に届くように手続きをお願いします。

発送予定時期に転居が完了している場合（住所が確定済）は、転居後の住所で申請しても構いません。

Q) 申請書類を折って、定型の封筒で申請してもいいですか。

A) 書類は折って構いません。封筒のサイズも問いませんので定型の封筒で問題ありません。

Q) 普通郵便で送付しても大丈夫ですか。

A) 郵便による届かない等のトラブルがあった場合、普通郵便では追跡ができず、原因の特定が困難となるため、必ず郵便局の窓口より簡易書留郵便で郵送してください。受領証（追跡番号記載）は合格証明書を受領するまで大切に保管してください。**普通郵便で送付された場合のお問い合わせにはご対応できかねます**のでご了承ください。

Q) 合格証明書の送料及び返信用の封筒は同封しなくてよいのですか。

A) 収入印紙代（2,200円）は送料及び封筒代を含んだ金額となっておりますので、交付申請書に収入印紙2,200円分を貼っていただければ、別途送料・封筒代は必要ありません。

**申請書を普通郵便で
ポストへ投函しないでください**



交付申請書発送後

【申請書類の不備について】

- Q) 送付した書類に不備がないかどうか、事前に確認してほしい。
- A) 申請期間中は申請書類が殺到するため、お問い合わせによる事前確認はお断りしております。申請書類に不備がありましたら電話連絡をしますので、その指示に従って手続きしてください。

【合格証明書の送付について】

- Q) 合格証明書はいつごろ届きますか。
- A) 印刷状況等により記載されている発送予定日が変わる場合があります。発送確定日は各地方整備局等のホームページで確認してください。申請の不備等があった場合は発送が遅れることがあります。
- Q) 合格証明書を郵便ではなく、宅配便、メール便で送ってほしい。
- A) 郵便法により、合格証明書は信書扱いとなりますので、郵便以外の方法で送ることはできません。
- Q) 昼間は会社なので郵便物を受け取れません。
- A) 郵便配達時に不在であった場合は、郵便局からの不在票（「郵便物等お預かりのお知らせ」）が郵便受けに入ります（保管期間は1週間程度）。不在票の案内に従って、郵便物を受け取ってください。
- Q) 合格証明書の交付申請をしたのに合格証明書が届きません。
- A) 申請書類に収入印紙貼付漏れや不足などの不備があった場合、電話連絡をしますので、その指示に従って手続きしてください。
- 申請期限までに交付申請を行ったにもかかわらず、発送確定日後2週間になっても合格証明書が届かない場合又は電話連絡がない場合は、新規交付申請手続きのご案内「5. お問い合わせ」にあります担当地方整備局等へお問い合わせください。

合格証明書について

【合格証明書について】

Q) 合格証明書はどういったものになりますか。

A) B5サイズの免状タイプのもになります。他のタイプはありません。

Q) 合格証明書番号を知りたいのですが。

A) 交付申請手続き事務処理が完了するまでは、合格証明書番号はありません。後日、発送されます「合格証明書」に記載されていますのでご確認ください。

Q) 受検番号と合格証明書番号は違うのですか。

A) 受検番号と合格証明書番号は違います。交付申請手続きの事務処理が完了するまでは、合格証明書番号はありません。

Q) 合格証明書に期限はありますか。定期的に更新が必要ですか。

A) 期限や定期的な更新はありませんので、そのままお使いいただけます。氏名を変更した場合は、書換手続きができます。